岩手県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和８年10月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

医療機関の名称	所在地		担当する自立支援医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
訪問看護ステーションはなえみ	盛岡市永井23地割22番地１	盛岡市永井22地割46番地１高櫓ビル２階	精神通院医療	令和８年６月27日